



「福島市音楽堂」(福島市入江町)

平成23年11月1日発行(毎月1回1日発行)第484号

# ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクターけんたくん

2011

# 11

## ふくしま街歩き今昔



法人ニュースふくしま 2003年11月号より

いろいろなあり大変な一年でしたが、私は本業を大事に大切にすることで微力ながら復興に携わり本年を締めくくりたいと思います。

(高橋記)

## 私のポケット

今年もあと二ヶ月を切りました。二〇一一年は誰もが忘れられない一年になってしまいました。去年の今頃、日本に未曾有の震災が発生するなんて誰も予想すらしなかったことでしょうか。福島は災害後も原発問題、そして水害まで本当に災害に苦しめられました。

災害の中で、いろいろな情報が飛び交いました。事実無根の情報もあったかと思いますが、そこで、『話をさく』ということの大切さを改めて感じました。漢字で表すと『聞く』と『聴く』があります。『聞く』は耳で音や声を感じ取ること、『聴く』は耳を傾け、注意して聞き取ることです。人の話をよく聞けと言いますが、この差は大きいものです。仕事でも私生活でも常に聴く姿勢を持ち行動をすることが成功への近道になるのではないのでしょうか。



「税を考える週間」

国税庁では、11月11日(金)から17日(木)までを「税を考える週間」として、重点的に様々な広報施策を実施します。

今年「税の役割と税務署の仕事」をテーマとし、国民の皆様に適正・公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取り組みをご紹介します。

国税庁ホームページのインターネット番組「WebTAX-TV」では、国税査察官や国税徴収官などの調査官の仕事ドラマ仕立てで配信し、「税務の職場」を紹介しています。

また、福島税務署においては、一般社会人を対象とした「人材寄付講座」や「出前税金講座」、「記念講演会」など皆さんも参加できる企画を用意しております。

この機会を利用して税を身近に感じていただき、税に関する知識を深めてみませんか？



平成23年度税制改正のポイント

Q 平成23年度税制改正のうち法人税関係以外の改正の内容について教えてください。

A 平成23年6月30日付で「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が公布・施行されました。法人税関係以外の主な内容は次のとおりです。

〔源泉所得税関係〕

○通勤手当非課税限度額の改正

自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当については、その通勤距離に応じ、1ヶ月当たりの一定金額(以下「距離比例額」という。)までが非課税とされています。

また、交通用具を使用して通勤する人で通勤の距離が片道15km以上である人が受ける通勤手当については、運賃相当額が距離比例額を超える場合には、運賃相当額(最高限度額:月額10万円)までが非課税とされています。

今回の改正により、運賃相当額が距離比例額を超える場合に、運賃相当額(最高限度額:10万円)までが非課税とされる措置が廃止されました。これにより、通勤手当の金額が距離比例額を超え

る場合には、その距離比例額を超える金額については課税の対象となります。

なお、この改正は平成24年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

〔消費税関係〕

○「仕入税額控除に関する明細書」の添付義務付け

消費税の還付申告書(仕入控除税額の控除不足額の記載のあるものに限ります。)を提出する事業者に対し、「仕入税額控除に関する明細書」の還付申告書への添付が義務付けられました。

なお、この改正は、明細書の記載事項の見直しを行った上で、平成24年4月1日以後に提出する還付申告書について適用します。

〔印紙税関係〕

○不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の軽減措置について、今回の改正によりその適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。

県税からのお知らせ

〈平成23年度自動車税の納期限が引き続き延長される皆様へのお知らせ〉

県では平成23年度自動車税について、原子力災害区域に係る一部市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)においては、引き続き納期限を延長しております。

このため、読み替えにより延長しておりますが、読み替えた自動車税納税証明書の有効期限が10月30日に終了することから、10月31日以降車検等の手続きに支障が生じないよう、平成24年1月30日までにおいて、車検等により自動車税納税証明書が必要な場合は、各地方振興局県税部において申請により新たに自動車税納税証明書を交付します。

県内各地方振興局県税部において直接又は電話による申請を受付しておりますが、相双地方振興局県税部は、大変込み合うことが想定されますので、最寄りの地方振興局県税部(県北、県中、県南、会津、南会津、いわき)へ申請していただきますよう御協力をお願いいたします。

(県庁税務課 Tel 024-521-7069)

詳しくは、024-534-3121 電話センター(音声案内ダイヤルボタン「1」)若しくは福島税務署(音声案内ダイヤルボタン「2」)にお尋ねいただくか、国税庁HPをご覧ください。



# 「消費税の改正」

今年の六月二十二日に参議院で成立しました税制整備法においては、税制の抜本的改革はなされませんでした。

しかし、消費税法に關しましては、社会保障税一体改革の中で二〇一〇年代半ばまでに、消費税率を一〇％に引き上げることが目標に、次の事項等の改正が行われました。

## 一、事業者免税点制度における免税事業者の要件見直し

平成元年消費税導入以来、諸々の問題があつたにせよ今日まで当該制度が維持されてきました。しかし、「基準期間の課税売上高が一千万円以下の事業者については、消費税を免除する」という規定を利用し消費税を合法的に逃れる事例が、人件費の多い業種等に見受けられました。

これらに対処するために、今般次の改正がありました。

今までは、平成二十三年十二月三十一日決算の個人事業所を例えて言うならば、基準期間（平成二十三年）の課税売上高が一千万円以下の事業者については、その課税期間（平成二十五年）は免税事業者となり、平成二十五年分の

消費税は免除されてきました。

今回の改正で課税期間（平成二十五年）が免税事業者になるためには、更に、その課税期間（平成二十五年）の前年の半年分（平成二十四年一月一日から同年六月三十日）以下特定期間と言います）の課税売上高が、一千万円以下でなければ、免税事業者となりえないと言ふ法改正がありました。この特定期間の課税売上一千万円についてですが、課税売上高に変えて給与の額でも良いと言ふことです。

法人につきましても、同様の改正がありました。

いずれにしても、来年は、最初の特定期間を迎える年となりますので、諸届出書の提出を提出期限までに提出したいところです。

## 二、課税売上割合九十五%の適用事業者の制限

消費税導入の際事務負担軽減のため、課税売上割合が九十五%以上の事業者につきましては、仕入税額の全額控除が認められてきました。

今回の改正では、その課税期間の課税売上高が五億円以下の事業者で、かつ、課税売上割合が九十五%以上の事業者のみに当該制度が適用され、適用事業者の範囲が絞られました。同規定は、平成二十四年四月一日以後に開始する課税期間からの適用となります。

東北税理士会福島支部 菅野 賢也

# 村井幸三さんの「ヘーなるほど」

東日本大震災、三県あわせて十六万人が避難されるという我が国の災害史上でも前例のない大災害でした。

その十六万人の罹災者の方々の避難所の給食で一番人気のあつたのがカレーライスだったというお話を先日、担当者からうかがいました。

日ごろカレーとラーメンは二大国民食、これこそ真のA級グルメと主張している私のささやかな意見が実証されたようで、思わずニヤリとしました。そういえば大人気だった石原軍団のボランティア給食もカレーでしたね。

そこで今月はカレーについて一言おしゃべりをいたします。

カレーライス、なんとなくインド料理の印象がありますが、実は歴史とした日本の創作料理で、インドのカリーとは別物です。インドのカリーは各種香辛料を組み合わせた肉用のソースで元祖は英国のクロス・ブルックウエル社の製品です。

その後庶民のあいだでソースからスープに変わりましたが、本体がさりとしたスープであることは、インド料理店に足をこぼれる方はご存じのとおりです。

そのスープにとろみを加え御飯に添えるぶっかけ料理を考え出したのは、明治十年代で、考案したのは横浜のある洋食店だといわれていますが、異説もあります。

ところで奇態なぶっかけ飯はたちまち全国に広まりました。それは当時の陸海軍は兵食に採用したためで、食べやすくてもしかも美味しい、その味をおぼえた兵隊さんが除隊して国に帰り、それから全国にひろがったといわれています。

海軍カレーはいまでも横須賀の名物として売られていますね。

最後に耳寄りな話をひとつ。最後にカレーは脳の活性化を促進する効果があるとのこと。

脳科学者の茂木健一さんの実験によると、カレーを週三〜四回たべると脳の背側前頭前皮質と呼ばれる部分が明確に活発化、カレーを食べない場合に

くらべ0・38ほど早くなるのだそうです。受験生の皆さんカレーをたべて頑張りましょう。



経・文 ややまひろし



大和自動車交通(株)  
(有)共和交通  
代表取締役社長  
大村 雅恵氏  
(福島市入江町13-22)  
TEL (024) 535-6135

不思議な運命で横浜生まれの雅恵さんが平成十七年、いきなり大和タクシリーの三代目社長になってしまった。

大和タクシーと言えば創業者の大村健治氏は福島の実業界で功績のあった人物。二代目社長はご子息の公二氏。ところが平成十七年一月二日ガン転移で急逝してしまった。残されたのは奥様の雅恵さん。

「失礼なことをお聞きしますが、よく三代目をお引き受けなさいましたね」

「主人に会社を手伝って欲しいと言われてたのが平成六年。それからは常勤役員として、主人のそばで経営に対する姿勢や責任感を見ながら共に歩んでまいりました。その間、主人に『同士』だと言われたことが励みになりました。主人の近くで経営を十年見て来たことがあったから、引き受けられたと思っています」

雅恵社長は昭和二十七年横浜に生まれ、早稲田大学文学部を卒業し三井物産に入社。石油化学プラント・営業会計を担当した。文学部出身なのに機械会計の仕事三年半続けた。そこで大村公二氏

と知り合い結婚した。ご主人が大和タクシーを引き継ぐという事で初めて福島にやって来た。最初は何も分からず専業主婦となり、母の介護、子育てをしながら家庭を守った。

また、ご主人に勧められて会社に出し、会計や総務の仕事を手伝った。そこで自然と社員の人々と解け合い一緒に仕事を進めることが出来た。

そういう下地があったので三代目社長を継ぐことが出来たという。

「社員の方々は不安だったと思います。信頼していた社長が急逝し、突然その奥さんが社長になったのですから。でも社員の方は一生懸命、会社のために働いて私を支えてくれました。タクシー事業の外に貸切バス、国内旅行事業を開始していましたが、私が社長になった平成十七年、訪問介護事業を立ち上げました。タクシー乗務員自らの提案によるものです」

大和自動車交通はタクシー事業を基本に観光バス、旅行業、介護事業と幅広く事業を展開している。グループ会社の共和交通(笹谷桜水)合わせて約百四十

名の社員が働いているが、そのうち介護の資格を持った社員が四十名もいて時代の流れにそった仕事を開発している。

車両は小、中、ジャンボタクシーはもちろん大型・中型・小型バス、介護福祉車両まで全てのクルマが揃っている。

「この仕事はクルマを利用して頂くお客様の貴重な時間と空間を共有するわけですから、その間安全運転と共に、いかに高品質の接客サービスを出来るかが問われて来る訳です。このことを乗務員が自覚し、意識することが大事です。

一人一人が会社の信用を担っているわけですから。お客様の声を聴きながら、誠意と感謝で努力を重ねていきたいと思っています」

福島という地域に溶け込み、女性らしい愛情と気配りの経営に感動して帰ってきた。



【11月のこよみ】  
「来た！十一月三日文化的船だ」

### お知らせ

- 23・10・5 青年部会例会
- 23・10・13 平成23年度第1回研修委員会
- 23・10・16 第2回税金クイズ大会 in 市場まつり
- 23・10・18 平成23年度第1回税制委員会
- 23・10・18 平成23年度第1回総務委員会
- 23・10・19 決算説明会



税金クイズ大会 in 市場まつり

### スーパーボールすくいの様子

